

西淀川区マスコットキャラクター着ぐるみ「に～よん」貸出要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西淀川区マスコットキャラクター「に～よん」の着ぐるみ（以下「着ぐる

み」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象について)

第 2 条 西淀川区長（以下「区長」という。）は、西淀川区役所の業務等に支障を及ぼさない限度において、西淀川区内の団体やイベントに着ぐるみを貸出すことができる。なお、区長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(貸出申込の方法)

第 3 条 着ぐるみの借受を希望する者（以下「申込者」という。）は、事前に着ぐるみ「に～よん」貸出申込書（様式第1号）（以下、「申込書」という）を、借受を希望する日の2ヶ月前から1週間前の日の午後5時30分までの間に区長に提出し、その承認を得なければならない。なお、申込書の受付は先着順で行い、同時に同日の借受について複数の申込書の提出があった場合は抽選により決定する。ただし、区長が特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。

(貸出承認)

第 4 条 区長は、申請があった場合、その内容が次の各号に該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認する。

- (1) 営利を目的とするとき（ただし、あらかじめ区長の承認を受けた場合を除く）。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。

(5) 区及びマスコットキャラクター「に～よん」の品位をおとしめるおそれがあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、区長がマスコットの貸出を不適切と認めるとき。

2 区長は、前条の規定による申請に基づき貸出承認した場合、西淀川区マスコットキャラクター着ぐるみ「に～よん」貸出承認通知書（様式第2号）により申込者に通知し、不適切と判断した場合は、貸出承認の不可について、その理由を明記した書面により申込者に通知する。

(貸出に関する遵守事項)

第5条 貸出の承認を受けた者（以下、「使用者」という）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。

(2) 申込書の記載どおりに使用すること。

(3) 貸出期間は貸出日及び返却日を含めて概ね7日以内とする。

(4) その他、区長が特に付した条件に従って使用すること。

(使用料)

第6条 使用料は無償とする。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(貸出承認の取消)

第8条 区長は、着ぐるみの使用が、この要綱及び承認の内容に違反していると認めるときは、当該着ぐるみの貸出承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用取消しの理由を明記した書面により通知する。
- 3 区は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(管理者の責任)

第 9 条 使用者が第三者に与えた損害に対しては、区長は一切その責めを負わない。

(補足)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 9 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

西淀川区マスコットキャラクター
着ぐるみ「に～よん」貸出申込書

令和 年 月 日

大阪市西淀川区長 様

住 所 又 は <u>事務所所在地</u> (ふりがな)
<u>団 体 名</u> (ふりがな)
<u>代表者 職名・氏名</u> (ふりがな)
<u>担当者 氏名</u>
<u>電 話 番 号</u>
<u>F A X 番 号</u>
<u>メールアドレス</u>

着ぐるみ「に～よん」の借受・使用にあたり、西淀川区が定める貸出要綱及び下記の貸出条件を遵守し、下記のとおり申し込みます。

1.イ ベ ン ト 名	
2.イ ベ ン ト 内 容	
3.会場名及び参加人数	約 人
4.貸 出 希 望 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 () (原則、イベント実施1日前貸出、終了後即返却(土日、休祝日は除く))

(貸出条件)

- 1 『着ぐるみ「に～よん」取扱時における注意事項』を遵守し、適切に使用してください。
- 2 他の事業との関連で、ご希望に沿えない場合もございますので、その際は、ご了承願います。
- 3 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないでください。
- 4 申込書の記載どおりに使用してください。
- 5 貸出期間を遵守してください。
- 6 着ぐるみについて、カビが生えるのを防ぐため、使用後は空気において乾燥させください。
- 7 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。
- 8 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、補修またはクリーニングを行って原状に復していただきます。また、その費用は借受者にて負担していただきます。

(様式第2号)

西淀川区マスコットキャラクター
着ぐるみ「に～よん」貸出承認通知書

大 西 淀 政 第 号
令 和 年 月 日

様

大阪市西淀川区長

令和 年 月 日付けで申請のありました着ぐるみ「に～よん」の貸出について、西淀川区が定める貸出要綱及び下記の貸出条件を付して承認します。

1. イベント名	
2. 貸出期間	

(貸出条件)

- 『着ぐるみ「に～よん」取扱時における注意事項』を遵守し、適切に使用してください。
- 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないでください。
- 申込書の記載どおりに使用してください。
- 貸出期間を遵守してください。
- 着ぐるみについて、カビが生えるのを防ぐため、使用後は空気にあてて乾燥させてください。
- 返却前に必ず、破損、汚れがないか確認し、汚れは落として返却してください。
- 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、補修またはクリーニングを行って原状に復していただきます。また、その費用は借受者にて負担していただきます。

着ぐるみ「に～よん」取扱時における注意事項

西淀川区役所政策共創課

着ぐるみ「に～よん」を着用される場合は、次の項目を**遵守**してください。

1. 直接肌が触れず、かつ汚れがつかない着衣で着用すること。
2. 頭にはタオル等をかぶり、髪が直接着ぐるみにつかないようにすること。
3. 必ず靴下を着用すること。
4. 着用する者は、香水・整髪料など強く匂いが残るものをつけないこと。
5. 着用する者は、着用前及び着用中は、アルコールを飲用しないこと。
6. 火気及び危険物の近辺での使用をしないこと。
7. 雨天時での屋外使用をしないこと。
8. 着用後は、乾いたタオルでふいておくこと。（裏表とも）
9. 生地の汚れは、薄めた中性洗剤でふき取り（特に、靴の部分は入念に）、
消臭スプレーなどを使用し、除菌・消臭処理をしておくこと。

以上のことをお守りいただき、皆さまが次回も気持ちよくご利用いただけるよう、
ご協力をお願いいたします。